

令和2年度（2020年度）第1回環境審議会 議事録要旨

1 日時 令和2年10月21日（水曜日） 9時30分から11時まで

2 場所 熊本市役所 議会棟2階 予算決算委員会室

3 出席者 環境審議会委員（15名）

川越 保徳 委員	篠原 亮太 委員
高宮 正之 委員	鳥居 修一 委員
中田 晴彦 委員	原島 良成 委員
宮瀬 美津子 委員	泉 勇氣 委員
小原 雅之 委員	阪本 恵子 委員
澤 克彦 委員	宮園 由紀代 委員
村山 勝年 委員	

※以下の委員はオンライン参加

阿部 淳 委員	張 代洲 委員
---------	---------

事務局（12名）

三島 健一 環境局長	本田 昌浩 環境推進部長
上妻 賢治 資源循環部長	池田 賀一 環境政策課長
兼平 進一 環境政策課副課長	吉田 香織 環境共生課長
永田 努 首席審議員兼水保全課長	近藤 芳樹 環境総合センター所長
村上 慎一 廃棄物計画課長	後藤 滋 環境施設課長
千原 直樹 ごみ減量推進課長	緒方 宏行 浄化対策課長

4 次第

(1) 開会

- ・事務局挨拶
- ・配布資料の確認
- ・委員の紹介
- ・会長の互選について
- ・副会長の互選について
- ・各部会の構成について
- ・環境局体制の紹介
- ・環境局主要事業について

- (2) 諮問
- (3) 議題
 - ・ 審議事項 熊本市環境基本条例の改正について
 - ・ 報告事項 環境分野の個別計画の審議について
- (4) その他
 - ・ 今後のスケジュールについて
- (5) 閉会

5 配布資料

- 資料 1 次第
- 資料 2 委員名簿
- 資料 3 部会名簿（案）
- 資料 4 座席表
- 資料 5 環境局組織図
- 資料 6 環境局主要事業について
- 資料 7 審議事項 熊本市環境基本条例の改正について
- 資料 8 報告事項 環境分野の個別計画の審議について
- 資料 9 今後のスケジュールについて
- 資料 10 参考資料 熊本市環境審議会規則
- その他 熊本市環境基本条例
諮問書

開 会

【事務局挨拶】

【配布資料の確認】

【委員の紹介】

上記を事務局より説明

【定足数報告】

事務局 熊本市環境審議会規則第 10 条第 2 項の規定により委員の過半数の出席が必要であるが、本日は委員全員の出席であるため、審議会開催の定足数を満たしていることを報告する。

【会長の互選について】

事務局 環境審議会規則第 5 条第 1 項に基づく会長及び副会長を委員の中から互選いただきたい。あらかじめ書面で委員の確認いただいているところであるが、あらためて伺いたい。

(篠原委員ではどうだろうかとの発言あり)

事務局 第 10 期の環境審議会会長は篠原委員に決定する。

【会長挨拶】

篠原 会長 ただいま、環境審議会会長に選出していただいた。環境審議会は熊本の環境を良好なものにしていく、又は市民の生活を守っていくという貴重な審議会である。今回は環境基本条例の改正という大変重い使命も受けている。皆様のご協力よろしくお願いしたい。

これからは規則により、私が議長を務めさせていただく。

【副会長の互選について】

篠原 会長 副会長の互選について委員から意見はあるか。

(意見なし)

篠原 会長 ご意見なしということで、私から提案する。環境審議会規則第 6 条により本審議会には 3 つの部会が置かれている。そのうち部会長は 2 名、私を含めて 3 名。部会長の 2 名を副会長にお願いするというので、いかがか。

(意見なし)

篠原 会長 異議なしということでそのようにさせていただく。

【各部会の構成について】

篠原 会長 部会の構成は審議会規則第 6 条第 3 項の規定により、会長から審議会に諮って指名する委員をもって構成するとなっている。また同条第 4 項の規定により、各部会には部会長及び副部会長を置くこととしている。

審議を速やかに進めるため、部会の構成について事務局で案を準備しているとのこと、事務局から説明を求める。

事務局 資料 3 について前回の部会を参考に委員の専門分野等を考慮し、このような案としている。

篠原 会長 何かご意見はあるか。

(意見なし)

篠原 会長 異議なしということで、資料 3 のように部会のメンバー、部会長、副部会長をこのように決めさせていただく。部会の活動は部会長、副部会長にお願いする。

高宮委員、鳥居委員がそれぞれ生活環境、自然環境の部会長であるので、本審議会の副会長ということで、よろしく願います。

【環境局体制の紹介】

【環境局主要事業について】

上記を資料 5、資料 6 に沿って池田環境政策課長より説明

諮 問

【熊本市環境基本条例の改正についての諮問】

令和 2 年 10 月 21 日付 環政発第 271 号の熊本市長発熊本市環境審議会会長あての諮問書を三島環境局長より篠原会長へ手交

議 題

【審議事項 熊本市環境基本条例の改正について】

資料 8 に沿って池田環境政策課長より骨子案について説明

篠原 会長 委員からたくさんのご意見をいただいている。これに対応する事務局の対応策は次回の審議会で聞きたいと思う。

しかしながら、次回の審議会では改正案の中に盛り込んでいくということであるので、この点はぜひ主張しておきたいということがあれば、皆さんのご意見をいただきたい。

原島 委員 資料 13 ページ目のスケジュールについて。このままだと、次回は答申案のようなものが出てきて、12 月のうちに答申をするということで、極めて簡略化された手続きであると思う。このように急いでいる理由があれば教えていただきたい。

池田 環境政策課長 スケジュールとしてはタイトであるが、その後の環境総合計画との関係で現在このようなスケジュールを置かせていただいている。しかしながら、委員の皆さまから非常に多くのご意見をいただいております、さらにご意見を頂戴したいと考えているので、スケジュールについて検討させていただきたい。

篠原 会長 条例を改正後に計画を作成する必要がある。意見の中で条例に盛り込むもの、計画に盛り込むものがある。

環境基本条例と環境総合計画を一緒に議論すると混乱する。環境基本条例は理念であり、環境に関する憲法のようなもの。熊本市全体の環境をどのように進めていくのかという理念を条例の中に組み込んでいく。

原島委員からも意見があったように、非常に短時間の間に進めなければいけない。あまり急ぐと貴重な意見を取りこぼす恐れもある。案も事前に委員に見せていただきたい。

池田 環境政策課長 早いタイミングでご意見をお返し、議論を深めさせていただくような準備をしたい。

篠原 会長 昭和 63 年から 1 回も改正していないことに愕然とした。公害対策基本法から環境基本法に代わり、国際情勢も変化した。改正の時期が今頃という感じである。ただし、熊本市が SDGs 未来都市に選定されたことから、このタイミングでやるしかないという感じだと思う。

あまりにも世の中が変わりすぎたので、大きな改正になると思う。皆さんの中でこの内容や理念をしっかりと入れていただきたいというご意見があったら、ご意見をいただきたい。

原島 委員 環境影響評価に関するご提案が事務局側資料の中にある。政令市でアセス条例を持っていない自治体があるのか。環境影響評価法施行令でアセス政令指定市に熊本市だけ入っていない。重く受け止めるべきである。環境審議会で取り上げなかったら熊本市民に対して説明がつくのか、という点は強調したい。

篠原 会長 私も環境影響評価法施行令を見たが、熊本市はなかった。

池田 環境政策課長 環境影響評価は多くの政令指定都市で規定されている概念であると認識している。県の環境影響評価条例で対応している状況である。

小原 委員 熊本市で環境影響評価条例の制定を検討するのであれば、熊本県も協力させていただきたい。

原島 委員 県の条例があればよいという説明もあるが、市長はそれでも良いと思っているのか。これは非常に政治的な話であって、政令市として名乗りを上げて、熊本市内における環境アセス対象事業があったときに、熊本市が対処できるということが大事ではないか。

篠原 会長 環境影響評価条例を制定するか、基本条例の中に入れるかということは市長も含めて議論して、熊本市としての方針を決定してもらいたい。

川越 委員 条例改正は昭和 63 年から今回が初めてということで驚いた。条例や計画を決めたときに、期限的なものというか、決めたものに対してモニタリングをしていったうえで、定期的に条例や計画を見直していくという仕組みをつくっていくことが良いのではないか。

池田 環境政策課長 条例は何年ごとに見直すという仕組みではなく、新たな考え方や市の総合計画との方向性を統一するというタイミングがあったので改正するもの。何年ごとに見直すというものではないと理解しているところである。

環境総合計画は計画年度を切って昨年度の見直しを行うほか、検証を行っている。

川越 委員 条例改正はどのようなきっかけがあれば改正するものなのか。条例の中に「何があったら改正するのか」ということを盛り込む必要はないのか。

池田 環境政策課長 大きな考え方が出てきたときに改正のきっかけとなる。

川越 委員 条例は実効性のあるべきものであると認識している。何かしらの条例の改正ができるような文言を入れる必要があるだろうと考える。

三島 環境局長 環境基本条例は環境行政の基本的な考え方、理念的なものを考えて載せている。昭和 63 年当時の環境に関する捉え方が、特に前文の中には思いが込められていると認識している。今回の改正では、直近の環境に対する我々の問題意識を前文の中に落とし込むということになると思う。一方で具体的な実効性を確保するための仕組みについては、それぞれの事業を推進していくための根拠法令や条例の中に規定があるので、環境基本条例がオールマイティに効力を発揮するというのではなく、棲み分けがあるのかなと認識しているところ。

篠原 会長 環境基本条例は軽々に改正するものではないと思うが、これまで大きな改正がなかったということは、出席委員は市に対して不信感を持っていると思う。

市としても、基本は計画を見直すということになるだろうが、条例も時々は見直して問題があれば改正するという決断や考え方を持っていないと、これまでのように先送りされてしまう。時期が来たら改正するというスタンスを持つように市にお願いしたい。

村山 委員 市民として何ができるかということや、これからの環境を考えたときに、市民と事業者、行政が、これまでよりも積極的に取り組むという趣旨を条例に盛り込まないといけないと考える。これまでの、推奨しますというような条文ではなく、市民がその気になるような文言が欲しい。そして市民が誇りを持って熊本市を変えるんだ、という文言が前文の中に入れてほしい。

篠原 会長 村山委員の意見については市の方で知恵を絞り、市民全体でやっていくんだ、という条例になるようにしてほしい。これは要望というか、市への課題として考えて欲しい。

鳥居 委員 条例改正のためのバックボーンとして脱炭素社会という単語がいくつか出てくる。脱炭素社会の構築ということで今回の条例改正ということだが、脱炭素社会はエネルギーと密接に、ダイレクトにつながっているため、市のエネルギー施策と密接な関係である。

環境基本条例の改正にあたってはエネルギーの施策が取り入れられないと、いかにして脱炭素社会を実現するかということになるので、どこかに文言として入れることで、施策との両輪になる。

池田 環境政策課長 改正の1つの大きな理由として、脱炭素や地球温暖化がある。基本条例にも委員ご指摘の考え方を踏まえていきたいと考えているところ。

また、環境分野は幅広いテーマがあり、基本条例であるのでどこまで書き込めるか、他にも世界的・地球的な課題も改正の契機となっているので、全体のバランスも見ながら考えたい。

篠原 会長 低炭素ではなく脱炭素ということで、かなり厳しい内容になると思う。熊本県でもカーボンゼロ宣言をしているが、熊本市も脱炭素を目指していくと、いい基本条例になると思う。

小原 委員 県では昨年12月にカーボンゼロ宣言をして、熊本市では連携中枢都市圏の18市町村で宣言されている。向かう方向は同じであるので、熊本市も含め、県内市町村と一緒に取り組んでいきたいと思っている。

宮瀬 委員 委員意見を聞いていると、アセス条例は必要だなと思ったところ。

また、事務局からは改正のポイントという資料であるが、環境基本条例が具体的にどのような文言に修正されるのかという案を見え消しで示してもらおうと、委員それぞれで具体的な意見を述べる資料になると思うので、条例案を示してほしい。

篠原 会長 早めに案を作って審議会に提示することが肝要である。改正案の全文を見ていないので、なんとも言い難い部分もある。早めに委員意見を踏まえた案文を見たいので、よろしくお願ひしたい。

続いては個別計画の説明を事務局からお願ひし、その後再度議論したい。

【報告事項 環境分野の個別計画の審議について】

資料8について、池田環境政策課長から説明

篠原 会長 今後の計画の改定がたくさんある。例えば一般廃棄物処理基本計画は今年度で終了だが、改訂作業は始まっているのか。

村上 廃棄物計画課長 一般廃棄物処理基本計画は今年度改訂で動いていたが、コロナ禍で会議が開けず、またリモートの環境も整っていない時期であったため、現計画を1年先延ばしし、来年度改訂したい。

篠原 会長 今年度で終了する計画が5つあるので、各課で改訂作業をよろしく願いたい。このような状況の中で環境基本条例が改正されるということ。

環境教育について原島委員から意見を伺いたい。

原島 委員 基本条例の改正にあたり、環境教育をどの条文に入れるのかに関して検討が必要。環境教育が大事であるということはもちろんである。

泉 委員 条例の改正の方向性について賛同する。各委員意見については、条例に盛り込むか計画に盛り込むかの整理を熊本市にお願いしたい。

特に強調したいのが何点かあり、1点目は、昨今とこれからの環境問題は行政や条例だけでは解決できる部分が必ずしも多くないため。行政だけでなく、市民や事業者としっかり連携して施策を進めるということをどこかに記載いただければありがたい。

2点目は地域循環共生圏であり、資料7の12ページの第7条のとおり、このような条文を追加いただけるということで我々にとってもありがたい。この資料には周辺市町村等と記載があり、等にいろいろ込められていると思うが、まずもって周辺市町村との連携が重要になってくると思う。必ずしも連携は周辺だけにとどまらず、エネルギーの取組や災害廃棄物などは周辺に限らない、他の自治体や地域との連携もあると読めるように配慮をいただきたい。

環境問題は環境だけを切り取って解決できるものではなく、経済、社会とセットで問題として捉えてアプローチする必要がある。市の内部、庁内の連携も必要になるし、個別の環境分野の計画だけでなく、他の部署の計画との関係も重要になってくる。庁内連携の体制の構築というものを、条例に記載するか計画に記載するかは議論の余地があるが、記載いただければと思う。

篠原 会長 SDGsの理念を取り組むということで、経済、社会、環境が3つの柱である。熊本市の経済発展が熊本の環境を守るために必要であるという概念も必要であると思う。

澤 委員 今の条例が30年近く経過しており言葉の使い方も含め時代を感じる。確保する、保全する、課題があれば対応する、という対処療法的なものが多い。それに対してSDGsは未来のビジョンを描きバックキャストするという、今の時代に即した取組を求めている。経済、社会の発展のためには環境問題は絶対に避けられないという風に世界的にも時代的にも変化している。そういった考え方をどこにどれだけ入れることができるかを問われていると考えている。

熊本市がSDGs未来都市に選定された。SDGs条例ができるかどうか分からないが、サステナビリティ条例として環境基本条例が持つ位置づけをもっと打ち出していく、

くらいの気構えを示すチャンスでもある。熊本市が先手を打っていくという、攻めの姿勢を示すことも必要ではないかと思う。

環境教育も学校にとどまらない多様な人材育成が必要である。

改正条文は現条例の A4 両面に収まらないくらいに、政令市に応じた社会の発展や変化を踏まえた視点が必要で、審議会ですべて議論していくことが重要だと感じた。

環境保全に加えた持続性をしっかり位置付けていただきたい。

緑の基本計画の改定検討においても、経済、社会の関わり方、パートナーシップも含めて論点が出てきているが、個別の計画で出てきた議論もうまく熊本市でピックアップして基本条例に反映いただけると、より良い、先手を打つ条例になるかと思う。

篠原 会長 是非、SDGs の理念を盛り込んでいただきたい。

阪本 委員 経済発展しながら環境ということにあまり目を向けなかったことが今の状況を生んでいると思っている。これから市民を巻き込んだ、市民に浸透できるような条例になれば良いと思う。環境教育も大人たちが当たり前でできていくようなことになれば良い。

宮園 委員 第 5 条では市民の責務という項目で、市の施策に協力するとなっている。市民は市に協力するというところに非常に違和感がある。参画とか協働というニュアンスの言葉に変えると、前向きに動きやすくなる。

第 9 条に関して、行政がするのか、民間がするのかで議論が必要なところである。欧米であれば民間 ADR がすごく盛んであるが、日本では民間 ADR が発展していったという現状の中で、行政がする意義もあると思うので、もっと民間と連携したり、どういう手続きがされているのかというところを詳しく教えて欲しい。

池田 環境政策課長 前向きにしっかりと検討したい。

川越 委員 資料 8 の地下水について伺いたい。環境基本条例があつて、地下水保全条例があつたと思う。環境総合計画があつて、個別計画の中に地下水保全プランがある。環境基本条例が地下水保全条例の上位にくるとということなのか。

永田 首席審議員兼水保全課長 第 3 次環境総合計画を上位計画として、地下水保全プランがある。

張 委員 改正の経緯について。例えば、資料 8 の低炭素都市づくり計画は、低炭素都市くまもとの将来像とある。この点は本日報告がなかったが、これだけ長くやってきて

いるのに、インターネットで検索したが将来像に関係する資料がなかった。実際やった事業に基づいて、何があって、基本条例を改正する必要があったのかの経緯が全くなかった。改正が必要となった根拠になる資料がなかった。

これまでこんな事業をやってきて、これからのことをどのように考えているのか。ただ単純に SDGs ということではなく、熊本の特徴に合わせる根拠を出すほうが良いと思う。

池田 環境政策課長 張委員ご発言の要旨は、条例改正のきっかけになった事業等の説明がなかったという理解であるが、資料ではなかなか説明ができていなかった。

今後の環境総合計画の策定にあたっては、これまでの取組の状況であるとか、振り返りを踏まえたうえで新たな策定と考えており、そのような議論は総合計画の策定段階でと考えていた。

総合計画の取組をご説明させていただき資料は、事務局で作成を検討させていただきたい。

篠原 会長 議論が前後したが、環境基本条例を改正してよろしいかということ委員に諮りたい。

(委員うなずく)

篠原 会長 皆さんうなずかれたので、異議なしとする。改正することは間違いないと。改正するというのをこの審議会決定した。

高宮 委員 昭和 63 年制定ということで、その当時と比べると生物多様性などは課題が倍以上になっている。そのようなものも入れて欲しい。

篠原 会長 A4 版 1 枚で収まる分量の条文にはならないと思っている。新しい条例は、かなり広がって大きなボリュームになると思う。生物の多様性もあるが、環境の多様性もある。それを恐れずに作ってもらいたい。

池田 環境政策課長 今後委員から頂いた意見をもとに検討させていただきたい。市域の拡大や、制定後の色々な状況の変化というものを条例にどこまで反映させるかは、整理の仕方だと思うが、そういったものも含めて何かお示しできるのがあれば、考え方として整理させていただきたい。

個別の計画の中では、市域の拡大は大きな要因であるため、個別計画ではそのような状況を踏まえ進めているところではある。この基本条例の改正にあたって、どのような情報が必要であるかというものをお示しいただければ、こちらで資料を準備したい。

篠原 会長 熊本市には充実した改正案を出してほしいと思う。スケジュールということで事務局から説明を。

そ の 他

【今後のスケジュールについて】

資料9について、事務局より説明

泉 委員 部会は審議会の合間に開催との理解でよろしいか。

事務局 部会に関しては必要に応じて開催するとしており、現状については、自然環境部会が数年前に開催されたきり。今回の基本条例の改正は部会ではなく、全体会議で進めていきたい。部会の運営は引き続き検討していきたい。

篠原 会長 部会開催は未定である、ということである。他にご意見はないか。

終 了

篠原 会長 他にないようなので、第1回の環境審議会を終了する。次回も皆さんのたくさんのご意見を頂戴したい。事務局にお返りする。

事務局 後日議事要旨を作成し委員のご確認をいただきたい。引き続きご意見があれば事務局にご連絡願いたい。

以 上